

岩手県告示第129号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和7年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1） 処分をした年月日 令和6年12月11日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社千葉産業

イ 主たる営業所の所在地 西磐井郡平泉町平泉字大佐51番地の1

ウ 代表者の氏名 千葉英之

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第2189号

（3） 処分の内容 防水工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和6年12月9日付けで防水工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

2（1） 処分をした年月日 令和6年10月31日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社上野建設

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字長谷堂146番地18

ウ 代表者の氏名 塩口萬治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第3569号

（3） 処分の内容 土木工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和6年10月15日付けで土木工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

3（1） 処分をした年月日 令和6年12月13日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社丸政

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢真城字幅下11番地の1

ウ 代表者の氏名 佐藤恒一

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－3）第5460号

（3） 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和6年12月12日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

4（1） 処分をした年月日 令和6年12月19日

（2） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社松園塗装店

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東松園一丁目22番6号

ウ 代表者の氏名 千葉勇氣

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－2）第7566号

（3） 処分の内容 大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（4） 処分の原因となった事実 令和6年12月16日付けで大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・

ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 令和7年1月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社共進工業

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町平沢字幅63番地8

ウ 代表者の氏名 近藤茂樹

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-2)第20290号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和7年1月6日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 令和6年12月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 エムズ・コンストラクション株式会社

イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢太日通り三丁目5番3号

ウ 代表者の氏名 佐藤雅義

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第60145号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、ガラス工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年12月13日付けで建築工事業、大工工事業、ガラス工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 令和6年12月25日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社フモトデンキ

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字明神前1番地18

ウ 代表者の氏名 麓道弘

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-1)第90125号

(3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年12月18日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 令和7年1月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 近藤トータルエンジ株式会社

イ 主たる営業所の所在地 北上市流通センター11番33号

ウ 代表者の氏名 近藤正彦

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-4)第110079号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和6年12月27日付けで土木工事業、とび・土工工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 令和7年1月8日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 田口工務所

イ 主たる営業所の所在地 二戸市浄法寺町大手24番地

ウ 代表者の氏名 田口孝悦

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－１）第150005号

（３） 処分の内容 建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（４） 処分の原因となった事実 令和７年１月８日付けで建築工事業、大工工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第５号に該当する。

10（１） 処分をした年月日 令和６年12月26日

（２） 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社新成建設

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡九戸村大字長興寺第15地割66番地453

ウ 代表者の氏名 山谷直樹

エ 許可番号 岩手県知事許可（般－２）第150015号

（３） 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

（４） 処分の原因となった事実 令和６年12月25日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第１項第５号に該当する。